

議案第124号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第 号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。